

侵入防止電気柵整備事業



野生鳥獣による農作物被害を防ぐため
集落ぐるみでの電気柵設置を支援します

事業概要

- ・対象者 整備地域に 3 戸以上の受益者がいること。
- ・事業内容 電気柵を集落ぐるみで設置する場合、弘前市鳥獣被害防止対策協議会で必要資材を購入し無償で貸与します。設置・撤去・保管に係る作業は受益者が行います。

設置を希望される場合

農村整備課鳥獣対策係にご相談ください。
電気柵設置の説明、場所の確認のため、日程調整し説明会を行います。

留意事項

国の交付金を活用している事業のため、設置場所が要望時と異なる場合、設置者へ資材費の交付金の返納などが生じます。予算の都合上、すべての要望にお応えすることができない場合があります。

申込み・問い合わせ先